

はじめに

いじめ問題は生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、情報社会の進展により、新たないじめ問題が生じ、複雑化、潜在化しています。このような中、いじめ防止対策基本法が制定され、学校には、すべての教職員がいじめ問題について取り組むべき姿勢を再認識し、組織的に問題に取り組むことが求められています。いじめは絶対に許される行為ではありません。「いじめは絶対に許さない」という意識を、学校の全教育活動を通じて、教職員及び児童一人一人に対して徹底し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を推進していきます。

そこで、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定および「国のいじめ防止等のための基本的な方針」、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」「守谷市いじめ防止基本方針」に基付き、いじめの防止対策を推進するために、「大野小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめに対する基本的な考え方について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して」当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

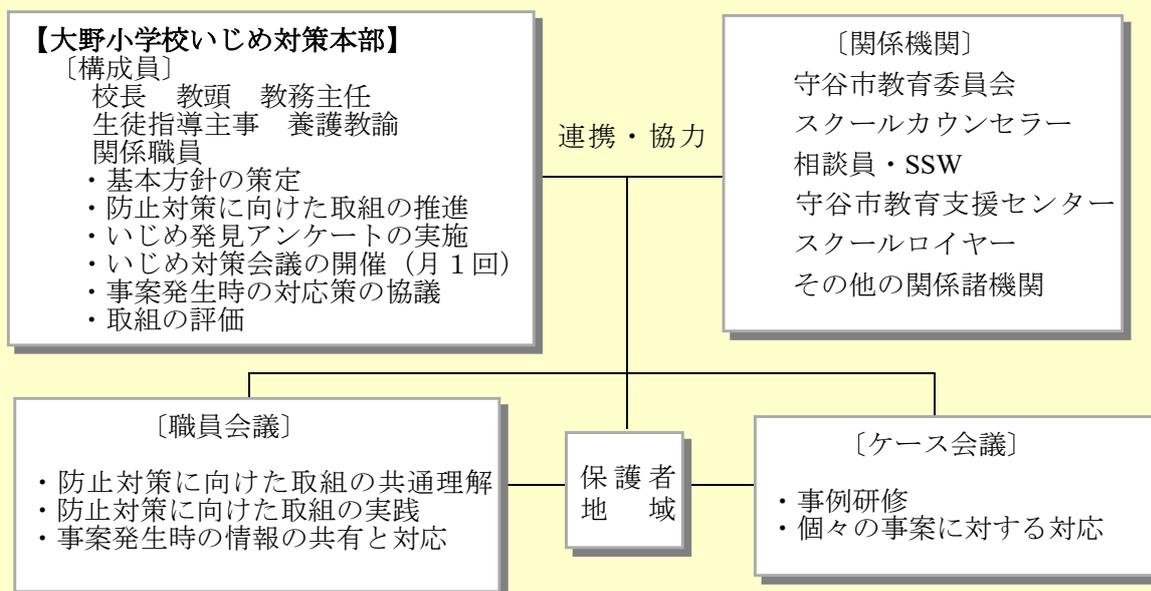
（いじめ防止対策推進法 第2条より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは絶対に許さない」との意識を、学校教育活動全体を通じて、教職員及び児童一人一人に対し徹底します。
- ② いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。
- ③ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することにより、児童を徹底して守り通します。
- ④ 保護者や地域に正確な情報提供を行い、信頼確保に努めます。

2 いじめの防止・対策について

(1) 大野小学校は、全職員でいじめの防止・対策に取り組めます。



(2) 大野小学校は、具体的にいじめの防止・対策に取り組みます。

① いじめの未然防止に対する取組

- 分かる授業の展開と家庭学習の充実
 - ・きらめきプロジェクトの「学びのプラン」や「家庭学習の手引き」の積極的活用
 - ・スキルタイムによる基礎・基本の確かな定着
 - ・表現力を高めるため校内授業研修の充実
- 基本的な生活習慣の育成と人間関係づくり
 - ・あじみそ運動の推進と正しい言葉遣いの指導
 - ・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングの実施
- 楽しく居場所のある学級づくりの推進
 - ・心の教育を目指し、体験との関連を図った「特別な教科 道徳」の授業の充実
 - ・多様な異学年交流（縦割り班活動・共同学習）の推進
 - ・地域人材との連携・協働による米作り体験などの体験学習の充実
- きらめきプロジェクトの保幼小中交流活動の充実
- 人権教室、情報モラル教室、生きる講演会の実施

② いじめの早期発見に対する取組

- 小規模校の特性を生かした、全職員による児童の見守りと情報の共有
 - ・職員集会や職員会議の情報交換
 - ・職員会議時のいじめのチェックリストの活用
- 複数の教員による支援体制の整備
 - ・学習支援ティーチャーや介護補助員・フリースペース支援員による支援
 - ・高学年の算数科における複数支援体制
- 保護者や児童との相談体制の整備
 - ・保護者へのアンケートの実施（7月・12月）や学校生活アンケートの実施（毎月）
 - ・児童との面談の実施（随時）
 - ・保護者との面談の実施（7月、随時）
 - ・スクールカウンセラーや相談員による教育相談の実施（随時）
 - ・オンラインなやみ相談窓口の設置・周知
- 地域との連携の強化
 - ・HPやポータルサイトの更新による情報の発信
 - ・主任児童委員・民生委員との連携

③ いじめ発生時の対応

いじめ情報のキャッチ

※直ちに管理職に報告し、いじめ防止対策委員会を開催する。
いじめられている児童を守り通す。

正確な状況把握

- ・被害児童からの聞き取り
- ・加害児童からの聞き取り
- ・情報を共有し、正確に把握
- ・ひとつの事象にとらわれずに、全体像を把握

指導体制と方針の決定

- ・職員会議による共通理解
- ・指導の方法の協議と決定
- ・指導する教職員の役割分担の決定
- ・教育委員会や関係機関との連携

児童への支援と指導

- ・被害児童の立場に立って対応
- ・加害児童に対する指導

保護者との連携

- ・児童の様子や対応の現状と今後の方向性の説明

事後の対応

- ・継続的な支援と指導
- ・カウンセラーや相談員との連携による心のケア
- ・解消後の経過観察と見守り体制の強化
- ・心の教育の充実と一人一人の児童の居場所のある学級経営の再確認

④ 重大事態発生時の対処

児童の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会に報告し、関係機関と連携して指導にあたる。